

# 会員規定

一般社団法人まるごと防災協議会

## (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人まるごと防災協議会（以下「本会」という。）定款第2章の規定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会)

第2条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事に提出しなければならない。

- 2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 本会の目的に賛同するものであること。
  - (2) 本会の定めた定款及び規約などを遵守し秩序を乱す等の行為は一切しないこと。
  - (3) 入会申込書の記載事項に虚偽の記載がないこと。
  - (4) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでないこと。
  - (5) 暴力団その他の反社会勢力に属する者ではないこと。
  - (6) 入会資格の承認が得られなかった場合、その理由を一切問わないこと。

## (種別)

第3条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、次条及び社員総会において別に定める会員規程に従い入会する個人又は法人及びその他団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人又は法人及びその他団体とする。

## (年会費)

第4条 入会者は、すみやかに下記の年会費を1口以上支払わなければならない。

- |          |               |               |
|----------|---------------|---------------|
| (1) 正会員  | ・個人の場合        | 12,000 円/口/年  |
|          | ・法人及びその他団体の場合 | 120,000 円/口/年 |
| (2) 賛助会員 | ・個人の場合        | 6,000 円/口/年   |
|          | ・法人及びその他団体の場合 | 60,000 円/口/年  |

## (退会)

第5条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (退会届作る)

ただし、1ヶ月前までに当法人に対して予告するものとする。年会費の返還は無いものとする。

以上の会員規定は、当法人の定款に基づき、2023年7月13日の理事会に手設定された。